

参考資料 1-1

環保第1293号
令和3年6月8日

大阪府環境審議会
会長 辰巳砂 昌弘 様

大阪府知事 吉村 洋文



今後の大坂湾における環境の保全・再生・創出のあり方について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求める。

(説明)

大阪湾の環境の保全・再生・創出については、国の総量削減基本方針に基づき8次にわたり総量削減計画を策定するとともに総量規制基準を設定して、化学的酸素要求量(COD)等の汚濁物質の総量の削減等の取組みを進めてきました。また、国の瀬戸内海環境保全基本計画に基づき大阪府計画を策定して、湾奥部における生物が生息しやすい場の創出等の取組みを進めてきました。

令和3年3月に中央環境審議会から第9次総量削減のあり方について答申され、大阪湾については、COD等の規制の強化は行わず現在の水質を維持する取組を継続しつつ、湾奥部における栄養塩類の偏在による貧酸素水塊の発生などの問題に対応するため、局所的な対策として藻場・干潟の再生や流況改善、底質改善等の推進が必要等と指摘されています。また、令和2年3月に瀬戸内海の環境保全の方策のあり方について答申され、栄養塩類の管理等による生物の多様性及び生産性の確保やプラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみ、気候変動といった課題について指摘されたことを受けて、令和3年2月に瀬戸内海環境保全特別措置法の改正法案が国会に提出されています。

今後、国においては、これらの答申等を踏まえ、総量削減基本方針の策定と瀬戸内海環境保全基本計画の変更が行われる予定です。

つきましては、総量削減基本方針及び瀬戸内海環境保全基本計画と、大阪湾の状況を踏まえた、今後の大阪湾における環境の保全・再生・創出のあり方について、貴審議会の意見を求めるものです。